

風の輪

巻頭言

障害者にも応益負担

社会的自立に赤信号

平成16年10月、厚生労働省は今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)を発表した。

これは、平成15年4月に始まった支援費制度の趣旨を継続させながら、支援費制度によって生じた大幅な赤字を解消するために応益負担を導入すること等を含む大幅な改革である。このグランドデザイン案において、応益負担の導入については、その意味合いを再考して、国への働きかけを考えていかなければならない深刻な問題を含んでいる。

現在、国や地方の財政は700兆円の国債、地方債発行残高を抱え、財政破綻の状況にあるといってもよい。急激な少子高齢化の中、介護保険、医療保険、年金制度等社会保障の全般的な見直しの一過程として、障害者福祉施策の見

直しが図られていると考えられる。

障害分野への応益負担の導入は、介護保険や医療保険の負担率に比較して障害福祉における自己負担率が低いことをその根拠にしており、負担限度額を設けつつも、事業費の10%と食費等の自己負担を導入することが、来年の1月に実施される。

しかし、障害者の社会的自立を障害施策の第一の目的として考えたとき、応益負担の導入は扶養義務者への依存を一層強めるものとなり、社会的自立という目的を実現可能なものとしてしまう。

障害者の問題は高齢者や医療の分野と同様には考えられない。本人が、ホームヘルプやガイドヘルプなどの支援な

しに地域で暮らしていくことが不可能であるならば、これらの支援は、本来税金によって国が保障すべきものである。これが保障されないのであれば、障害者は親元か施設で暮らすしかない。応益負担の導入はグランドデザイン案の趣旨と矛盾しているのである。

国の借金を減らすには、行政改革や予算の削減が必要なのは理解できるが、障害施策に関する今回の変革はまさにこれまでの改革を逆行させるものといえよう。

地域生活支援センター「風の輪」代表・加藤啓一郎

変わる介護保険

予防の視点から見直しへ

平成17年3月で介護保険制度が施行されてから丸5年。同法では5年ごとに見直し

が約束されており、現在、検討中。厚生労働省は、「給付の効率化・重点化を思い切った進める必要がある」としてい

る。その一つに、制度全体を「予防重視型システム」へ転換が必要であると謳っている。

現状では、要支援、要介護1が全体の5割近くに達しているが、これら軽度者に対するサービスの問題が指摘され

ている。具体的には、安価な家政婦を雇う感覚でヘルパーのサービスを受ける、といった形で利用が意外に多いと聞く。

既存サービスの介護予防の視点から見直し、筋力向上トレーニング、転倒骨折予防などの新たなサービスの導入を検討している。また、在宅と施設の利用者負担の不均衡の是正等が課題になっている。